

湯沢市農業生産資材等高騰対策次期作営農緊急支援補助金交付要綱

令和4年12月16日

告示第166号

(趣旨)

第1条 この告示は、湯沢市補助金等に係る予算の執行の適正化に関する規則（平成17年湯沢市規則第50号）に定めるもののほか、農業生産資材等高騰対策次期作営農緊急支援補助金（以下「補助金」という。）の交付に関し必要な事項を定めるものとする。

(交付の目的)

第2条 この補助金は、農業生産資材等の価格高騰の影響を踏まえ、農業における次期作の生産に要する経費の一部を補助することにより、次期作の生産体制の維持等を図ることを目的とする。

(補助対象者)

第3条 補助金の交付の対象となる者は、市内に住所又は主たる事務所若しくは事業所を有し、出荷又は販売を目的とした農業を営む個人又は法人（以下「農業者等」という。）とする。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は、補助金の交付の対象としない。

(1) 市税に滞納がある者

(2) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）に規定する暴力団の構成員又は暴力団に協力し、若しくは関与する等の関わりを持つ者

(補助対象作物)

第4条 補助金の交付の対象となる作物（以下「補助対象作物」という。）は、次に掲げるものとし、令和4年度に生産され、出荷又は販売されたものとする。

(1) 水稻（主食用米、酒造好適米、加工用米に限る。）

(2) 大豆

(3) そば

(4) 施設園芸（野菜、花きに限る。）

(5) 露地野菜

(6) 露地花き

(7) 果樹

(補助対象面積)

第5条 補助金の交付の対象となる面積（以下「補助対象面積」という。）は、次の各号のいずれかに該当する作付面積とする。ただし、前条第1号については、作付面積から10アールを控除した面積とする。

(1) 前条第1号から第6号までの作物は、市が令和4年度水稻生産実施計画書兼営農計画書において作付を確認した面積のうち、当該作物を作付した面積

(2) 前条第7号の作物は、農業者等が実測した面積

2 前項の場合において、補助対象作物の区分ごとに合計した面積に1アール未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

(補助率及び補助金の額)

第6条 補助金の額は、補助対象面積に、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額を乗じて得た額とし、予算の範囲内で交付する。

(1) 水稻、大豆、そば 10アール当たり1,000円

(2) 施設園芸、露地野菜 10アール当たり5,000円

(3) 露地花き、果樹 10アール当たり3,000円

(補助金の交付申請)

第7条 補助金の交付を受けようとする者は、令和5年2月10日までに農業生産資材等高騰対策次期作営農緊急支援補助金交付申請書兼実績報告書兼請求書（別記様式）に次に掲げる書類を添えて、市長に申請しなければならない。

(1) 補助対象作物を出荷又は販売したことを証する書類

(2) 前号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

(その他)

第8条 この告示に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

1 この告示は、令和4年12月16日から施行する。

2 この告示は、令和5年3月31日限り、その効力を失う。

年 月 日

湯沢市長 様

住所

氏名

電話番号

農業生産資材等高騰対策次期作営農緊急支援補助金交付申請書兼実績報告書兼請求書

農業生産資材等高騰対策次期作営農緊急支援補助金の交付を受けたいので、湯沢市農業生産資材等高騰対策次期作営農緊急支援補助金交付要綱第7条の規定により申請します。

また、事業が完了したので実績を報告し、補助金を請求します。

1 申請・実績・請求額 _____ 円

2 補助金の振込先

金融機関名	銀行 信用金庫 農業協同組合			本店 支店					
口座科目	1 普通	2 当座	口座番号						
(フリガナ) 口座名義									

※振込先は、申請者本人の口座を記入してください。口座番号は右づめで記入してください。

市税の納付状況に関する同意書

申請者記入欄

氏名（カナ）		生年月日	年 月 日
--------	--	------	-------

補助金の交付申請に当たり、対象者要件の該当性等を審査するため、市が私について必要な税情報等の公簿等により確認することに同意します。

市記入欄

市税の滞納の有無	無・有	確認年月日	年 月 日
----------	-----	-------	-------

※徴収猶予の許可を受けている税目を除く。